

国保年金課からのお知らせ

～受給者証等の有効期限は **7月31日**まで～

4月末に安平町としての新しい保険証や、各種医療受給者証などを送付いたしました。一部の受給者証等の有効期限は7月31日までとなっております。

今回の更新は、前年の所得に応じた資格区分の判定を行うもので、お持ちの受給者証等によっては手続の必要なもの、不要なものがありますので以下を参照のうえお忘れのないようご注意ください。

忘れずに更新の
手続きをしましょう

項 目	更 新 の 手 続		
	要・不要	対象となる方	手続き方法等
国民健康保険標準負担額減額認定証	要	同一世帯の国民健康保険に加入されている方全員が町道民税非課税の方(一部特例あり)	現在お持ちの認定証・印鑑(認印でも可)をお持ちいただき、手続きを行います。
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	要		
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	要		
国民健康保険高齢受給者証	要(一部)	70歳以上の方で、老人保健の医療受給者証をお持ちでない方	8月1日までに新証を送付しますが、所得が一定基準を超える方は手続きが必要となりますので別途ご連絡いたします。
老人保健 医療受給者証	要(一部)	昭和7年9月30日以前に生まれた方、65歳以上で一定の障がいをお持ちの方	一部負担金の割合が、現在お持ちの受給者証から変更となる方は8月1日までに新証を送付しますが、所得が一定基準を超える方は手続きが必要となりますので別途ご連絡いたします。
重度心身障害者医療費受給者証	不要	身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちで、一定の障がいをお持ちの方	手続きは不要ですが、主たる生計維持者が安平町に住所を有していない場合は所得証明の提出が必要です。
ひとり親家庭等医療費受給者証	要	ひとり親家庭等の子ども並びにその親	印鑑(認印でも可)をお持ちいただき、養育費の額の申告書を提出していただきます。
乳幼児医療費受給者証	不要	就学前の乳幼児	手続きは不要ですが、単身赴任等で主たる生計維持者が安平町に住所を有していない場合は所得証明の提出が必要です。
老人医療費受給者証(道老)	要	平成14年7月31日以前に生まれた70歳未満の方等	印鑑(認印でも可)、子の所得証明をお持ちいただき、手続きを行います。



更新の手続きにつきましては、早来庁舎 国保年金課
追分庁舎 住民総合相談室
※詳細については、国保年金課(☎2512)までお問合せください。どちらの庁舎でも行えます。

